

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理情報（令和5年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	伊勢崎市あずま一般廃棄物最終処分場
施設の所在地	伊勢崎市東小保方町3221
埋立面積	9,850㎡
埋立容量	28,900㎡
浸出水の処理能力	35㎡/日
浸出水の処理方式	調整槽+カルシウム除去+生物学的脱窒素処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+キレート樹脂吸着+滅菌

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(t) 埋立終了

4、点検項目

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月27日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月27日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
調整槽	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月27日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
浸出水処理施設	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月27日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				

5、残余埋立容量
あずま最終処分場

埋立終了

(別紙)

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理に関する計画

- 1、擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。
- 2、遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための措置を講じます。
- 3、最終処分場の周縁から採取した地下水の水質検査を次により行います。
 - (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録します。
 - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度を毎月1回以上測定・記録します。
 - (3) 電気伝導率又は塩素イオン濃度の異常が認められた場合には、速やかに再測定・記録するとともに地下水検査項目についても測定・記録します。
- 4、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 5、浸出水処理設備の維持管理は次により行います。
 - (1) 放流水の水質検査を次により行う。ただし、水処理を停止している場合は行わない。
 - ア 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録します。
 - イ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について毎月1回以上測定・記録します。
- 6、ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 7、浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。
- 8、残余の埋め立て量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録します。